

三重県公報

第10233号

昭和49年3月22日
金曜日

目 次

規 則

- 三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境調整課) 2

告 示

- 医療機関の指定 (予防課) 46
- 指定医療機関からの指定の辞退 (同) 46
- いおう酸化物に係る環境濃度 (環境調整課) 46
- 三重県公害防止条例に規定する地域の指定 (同) 46
- 県営地区湛水防除事業計画の確定 (耕地課) 47
- 三重県水産業関係事業補助金等交付要綱の一部改正 (漁政課) 47
- 付保義務の同意 (同) 48
- 公公用財産の用途廃止 (用地対策課) 48
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課) 49
- 宅地建物取引業法による公開聴聞 (建築課) 63
- 同件 (同) 64
- 同件 (同) 64
- 同件 (同) 64
- 同件 (同) 65

公 告

- 新規土地改良事業の施行認可申請を適当と決定したこととに伴う関係書類の縦覧 (耕地課) 65
- 土地改良事業の施行認可申請を適当と決定したこととに伴う関係書類の縦覧 (同) 66
- 同件 (同) 66
- 県営地区ほ場整備事業の事業計画を定めたことに伴う関係書類の縦覧 (同) 67
- 換地計画認可申請を適当と決定したことに伴う関係書類の縦覧 (同) 68
- 開発行為に関する工事の完了 (建築課) 68
- 道路位置の指定に伴う関係図書の縦覧 (上野土木) 68

学事文書課長



課長補佐



主事長



主事



●三重県規則第十二号

三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。
昭和四十九年三百二十二日

三重県知事 田川亮三

三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

三重県公害防止条例施行規則(昭和四十七年三重県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号中「検査」を「立入検査」に改め、同条に次の二項を加える。

4 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち悪臭物質に関する規制に係る次に掲げる事務は、四日市市及び三重郡柄町の長に委任する。

一 条例第十八条第一項、第十九条第一項、第二十条第一項、第二十四条、第二十五条第三項及び第四十一条第二項の規定による届出の受理に関する事務

二 条例第二十二条及び第二十九条第一項の規定による勧告に関する事務

三 条例第二十九条第二項の規定による命令に関する事務

四 条例第四十条第一項の規定による請求の受理並びに同条第二項の規定による調査及び通知に関する事務

五 条例第四十二条第一項の規定による報告の徵収及び立入検査に関する事務

第二条の次に次の二条を加える。

(炭化水素系物質)

第二条の二 条例第一条第三項の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 原油

二 摂発油

三 ナフサ

四 ジエント燃料

五 有機化学物質の製造の用に供する有機溶剤

第三条及び第四条中「第四項」を「第五項」に改める。

第四条の次に次の二条を加える。

(悪臭物質)

第四条の二 条例第一条第六項の規則で定める物質は、アセトアルデヒドとする。

第五条各号別記以外の部分中「第五項」を「第七項」に改め、同条第一号の次に次の二号を加える。

の二 炭化水素系物質 別表第一の二

第五条に次の二号を加える。

六 悪臭物質 別表第五の二

第五条の次に次の九条を加える。

(指定地域)

第五条の二 条例第十六条の二第一項の規則で定める地域は、四日市市、三重郡柄町、同郡朝日町及び同郡川越町の地域とする。

(指定工場等の設置の許可申請)

第五条の三 条例第十六条の二第一項の規定による許可の申請は、指定工場等設置許可申請書(第一号様式)によつてしなければならない。

2 前項の申請書は、当該指定工場等の設置の工事に着手する日の二年前まで提出することはできない。

3 条例第十六条の二第一項第五号の規則で定める施設は、別表第五の二のとおりとする。

(指定工場等の設置の許可基準)

第五条の四 条例第十六条の三第三号の規則で定める規模は、当該指定工場等に設置しようとするばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設(別表第五の四に掲げる公害防止施設を除く)に係る燃料の燃焼能力(重油換算(重油一千キログラム当たり一万五百カロリー)として総発熱量換算をする)一時間当たりの数値とする。第五条の七において同じ。)の合計が、第一種地域にあつては四十リットル、第二種地域にあつては百五十リットルとする。

2 設置しようとする指定工場等の敷地が第二種地域と第二種地域の間にわたる場合にあつては第一種地域(当該指定工場等の第一種地域における敷地面積が、当該指定工場等の総敷地面積の三分の一未満である場合にあつては第二種地域、第二種地域と第三種地域の間にわたる場合にあつては第二種地域(当該指定工場等の第二種地域における敷地面積が、当該指定工場等の総敷地面積の三分の一未満である場合にあつては第三種地域)に当該指定工場等を設置するものとして前項の規定を適用する。

3 第二項の規定は、学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)第一条に規定する学校のうち、幼稚園、小学校及び中学校、児童福祉法(昭和二十一年法律第百六十四号)第三十五条第二項に規定する児童福祉施設、消防組織法(昭和二十一年法律第二百二十六号)第九条に規定する消防本部及び消防署、公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条に規定する公衆浴場並びに医療法(昭和二十三年法律第百五号)第二条第一項に規定する病院、同法第二項に規定する診療施設及び同法第二条第一項に規定する助産所については、適用しない。

4 条例第十六条の三第四号の規則で定める基準は、設置しようとする指定工場等のいおう酸化物の排出基準であるいおう酸化物の量により、年平均値で〇・〇〇〇〇五PPm以上寄与する地点の当該指定工場等の稼動予定日ににおけるいおう酸化物に係る環境濃度が年平均値で〇・〇一七PPmを達成し、及び維持するために支障とならないものとする。

(指定工場等の既設届)

第五条の五 条例第十六条の五第一項に規定する届出は、指定工場等既設届出書(第一号様式の二)によつてしなければならない。

(指定工場等の変更の許可申請)

第五条の六 条例第十六条の六第一項の規定による申請は、指定工場等変更許可申請書(第一号様式)によつてしなければならない。ただし、次項第四号に掲げる事項に係る場合は、指定工場等施設変更許可申請書(第一号様式の三)によつてしなければならない。

2 条例第十六条の六第一項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる以外の変更とする。

一 はい煙発生施設又ははい煙に係る指定施設の設置を伴うもの

二 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第二百三十八号)第二条第二項に規定する特定施設又は汚水に係る指定施設の設置を伴うもの

三 当該指定工場等における生産品目ごとの生産能力の変更を伴うもの

四 前二号に該当しない大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第八条第一項、第十八条第二項及び第三項、水質汚濁防止法第七条、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第六条第一項及び第八条第一項並びに条例第十八条第一項及び第十二条第一項の届出を要するもの

3 第五条の三第二項の規定は、第一項の申請について準用する。

(指定工場等の変更の許可基準)

第五条の七 条例第十六条の七の規定において準用する条例第十六条の三第三号に規定する規則で定める規模は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

一 既設のはい煙発生施設又ははい煙に係る指定施設の廃止を伴う変更の場合 変更しようとする指定工場等が条例第十六条の二第一項の規定に基づく設置の許可を受けた日(条例第十六条の五第一項各号に掲げる者については、それぞれその事由が発生した日)以後に設置し、及び当該変更に伴い設置しようとするはい煙発生施設又ははい煙に係る指定施設(別表第五の四に掲げる公害防止施設を除く。)に係る燃料の燃焼能力の合計から、停止しようとするはい煙発生施設又ははい煙に係る指定施設(別表第五の四に掲げる公害防止施設を除く。)に係る燃料の燃焼能力の合計を差引いた

ものが、第一種地域にあつては四十リットル、第二種地域にあつては百五十リットルとする。

二 前号以外の場合 変更しようとする指定工場等が条例第十六条の二第一項の規定に基づく設置の許可を受けた日(条例第十六条の五第一項各号に掲げる者については、それぞれその事由が発生した日)以後に設置し、及び当該変更に伴い設置しようとするばい煙発生施設又ははい煙に係る指定施設(別表第五の四に掲げる公害防止施設を除く。)に係る燃焼能力の合計が、第一種地域にあつては四十リットル、第二種地域にあつては百五十リットルとする。

3 2 第五条の四第二項及び第三項の規定は、前項の場合に準用する。

3 3 条例第十六条の七の規定において準用する条例第十六条の三第四号に規定する規則で定める基準は、当該指定工場等の変更後における排出基準であるいおう酸化物の量が、別表第七の規定による変更前の当該指定工場等のPPm値によつて別表第七の付表第一号を用いて計算した当該指定工場等の排出基準であるいおう酸化物の量を超える場合にあつては、当該超える部分に係るいおう酸化物の量により、年平均値で〇・〇〇〇〇五PPm以上寄与する地点の当該指定工場等の稼動予定日ににおいて、いおう酸化物に係る環境濃度が年平均値で〇・〇一七PPmを達成し、及び維持するために支障とならないものとする。

(指定工場等の工事の完成届出)

第五条の八 条例第十六条の九第一項に規定する届出は、指定工場等設置(変更)工事完成届出書(第一号様式の四)によつてしなければならない。

2 条例第十六条の九第二項に規定する確認をした場合は、指定工場等設置(変更)工事完成確認書(第一号様式の五)を交付するものとする。

(指定工場等の変更届出)

第五条の九 条例第十六条の十に規定する変更の届出は、指定工場等変更届出書(第一号様式の六)によつて、廃止の届出は、指定工場等廃止届出書(第一号様式の七)によつて、それぞれその事由が発生した日から三十日以内にしなければならない。

(指定工場等の承継の届出)

第五条の十 条例第十六条の十一第二項に規定する承継の届出は、指定工場等地位承継届出書(第一号様式の八)によつて、その事由が発生した日から三十日以内にしなければならない。

第六条第四号及び第五号中「第四項」を「第五項」に改め、同条に次の二号を加える。

八 悪臭物質 別表第十三の二

第七条第一号中「第一号様式」を「第一号様式の九」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

二 塩化水素系物質に係る指定施設 塩化水素系物質に係る指定施設届出書
(第一号様式の十)

第七条に次の二号を加える。

六 惡臭物質に係る指定施設 惡臭物質に係る指定施設届出書 (第四号様式の二)

第八条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 塩化水素系物質に係る指定施設

イ 施設の構造及び使用の方法
ロ 気体状物質の処理の方法

第八条に次の二号を加える。

五 惡臭物質に係る指定施設 惡臭物質の種類

第九条中第一号を第三号とし、第一号を第一号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 塩化水素系物質に係る指定施設

イ 指定施設の構造図
ロ 処理施設の構造図

第十一条の見出しを「(指定施設の氏名の変更等の届出)」に改め、同条中「粉じん、汚水又は振動」を「塩化水素系物質、粉じん、汚水、振動又は悪臭物質」に改める。

第十二条の見出しを「(指定施設承継の届出)」に改める。

第十三条中「別表第一」の八の項から十の項までに」を「別表第一の八の項から十の項まで、別表第一の二及び別表第五の二」に改める。

第十五条第一項中「六十日前までに」を「六十日前まで(条例第十六条の二に規定する指定工場等の設置の許可又は条例第十六条の六に規定する指定工場等の変更の許可を受けなければならないものにあつては、当該設置又は変更の許可の申請のとき)」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(塩化水素系物質に係る構造等の基準)

第十五条の二 条例第十九条の二の規則で定める構造又は装置に関する基準は、別表第十三の二のとおりとする。

第二十二条第一項第一号中「(昭和二十二年法律第二十六号)」を削り、同項第二号中「(昭和二十二年法律第二百六十四号)」を削り、同項第三号中「(昭和二十三年法律第一百五号)」を削る。

第二十八条を次のように改める。

(申請書等の提出部数)

第二十八条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する申請書、届出書その他の提出書類(以下「申請書等」という。)の提出部数は、次のとおりとする。

一 指定工場等の設置若しくは変更の許可の申請書又はこれに伴う届出書正本一通及びその写し一通

二 前号に掲げるものの以外のもの 正本一通及びその写し一通

2 条例及びこの規則の規定により市町村長に提出する届出書の提出部数は、正本一通とする。

本則に次の二条を加える。

(書類の経由)

第三十条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する申請書等及び知事が工場等に交付する書類は、当該工場等の所在地を管轄する市町村の長を経由して、提出又は交付しなければならない。

別表第一の二の項中「及びいおう化合物の含有率が体積比で〇・一パーセント以下であるガス(以下「希硫酸」という。)を燃料として専焼させるものを削り、同表の五の項中「(希硫酸を燃料として専焼させるものを除く。)」を削る。

別表第一の次に次の二表を加える。

別表第一の二

一	第一条の二第一号から第四号に掲げる物質を貯蔵する施設	貯蔵能力が五、〇〇〇キロリットル以上もののうち、圧力式のものを除く。
二	第二条の二第五号に掲げる物質のうち、一気圧の状態における沸点が摄氏一五〇度以下のものを貯蔵する施設	貯蔵能力が五〇キロリットル以上のもののうち、圧力式のものを除く。

別表第五の次に次の三表を加える。

別表第五の二

一	アセトアルデヒド貯蔵施設	貯蔵能力が一〇キロリットル以上のもの
---	--------------	--------------------

一一	アセトアルデヒドの製造の用に供する施設	
一二	アセトアルデヒドを原料として加熱、濃縮又は合成の用に供する熱処理施設及び反応施設	

別表第五の三

一	大気汚染防止法に係る施設	ばい煙発生施設及び粉じん発生施設
二	水質汚濁防止法に係る施設	特定施設
三	騒音規制法に係る施設	特定施設
四	条例に係る施設	指定施設

別表第五の四

- 一 ばい煙等を処理するために必要な燃焼施設
 二 産業廃棄物焼却炉(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第三項に規定する産業廃棄物に係る焼却炉をいう。)
 三 その他地域公害防止上知事が必要と認める施設

別表第七の付表を次のように改める。

一 条例第十六条の一第一項に規定する指定工場等の設置の許可を受けて設置した指定工場等に適用し、及び条例第十六条の六第一項の規定による指定工場等の変更の許可を受けて変更した指定工場等のうち、ばい煙発生施設又はばい煙に係る指定施設の燃料の燃焼能力の増加(別表第五の四に掲げる公害防止施設に係るものと除く。)する指定工場等で当該増加に係る施設の使用を開始した日以後の当該指定工場等に適用するもの

Eの数値の区分	Cの値	
五〇未満	○・〇〇九三	
五〇以上	一〇〇未満	○・〇〇六八
一〇〇以上	一五一未満	○・〇〇六六
一五一以上	五〇〇未満	○・〇〇六一

五〇〇以上	七五〇未満	○・〇〇五七
七五〇以上	一〇〇〇未満	○・〇〇五一
一〇〇〇以上	一一五〇未満	○・〇〇四八
一一五〇以上	一五〇〇未満	○・〇〇四三
一五〇〇以上	二〇〇〇未満	○・〇〇三九
二〇〇〇以上	二五〇〇未満	○・〇〇三四
二五〇〇以上	三〇〇〇未満	○・〇〇三一
三〇〇〇以上	三五〇〇未満	○・〇〇二九
三五〇〇以上	四〇〇〇未満	○・〇〇二七
四〇〇〇以上	四五〇〇未満	○・〇〇二五
四五〇〇以上	五〇〇〇未満	○・〇〇二三
五〇〇〇以上	五五〇〇未満	○・〇〇二一
五五〇〇以上	六〇〇〇未満	○・〇〇一九
六〇〇〇以上	六五〇〇未満	○・〇〇一七
六五〇〇以上	七〇〇〇未満	○・〇〇一五
七〇〇〇以上	七八〇〇未満	○・〇〇一三
七八〇〇以上	九〇〇〇未満	○・〇〇一一

一一の適用を受けない工場等に適用するもの

Eの数値の区分	Cの値	
一〇〇未満	○・〇一〇一	
一〇〇以上	一一五〇未満	○・〇〇九七
一一五〇以上	一五〇〇未満	○・〇〇九〇
一五〇〇以上	一九〇〇未満	○・〇〇八四
一九〇〇以上	二三〇〇未満	○・〇〇七八
二三〇〇以上	二七〇〇未満	○・〇〇七〇
二七〇〇以上	三一〇〇未満	○・〇〇六四
三一〇〇以上	三五〇〇未満	○・〇〇五七
三五〇〇以上	三九〇〇未満	○・〇〇五〇
三九〇〇以上	四三〇〇未満	○・〇〇四四
四三〇〇以上	四五〇〇未満	○・〇〇四〇
四五〇〇以上	五〇〇〇未満	○・〇〇三七
五〇〇〇以上	五五〇〇未満	○・〇〇三四
五五〇〇以上	六〇〇〇未満	○・〇〇三〇

別表第十三の次に次の二表を加える。

別表第十一の二

悪臭物質の排出基準は、次の上欄に掲げる物質の大気中の含有率が、下欄に

掲げる数値とする。

アセトアルデヒド

100万m³/hr

備考 測定はガスクロマトグラフ法によるものとする。

別表第十二〇三

表面が白色、銀白色等の淡彩色に塗装された貯蔵施設であつて次の各号の1に該当するもの。

- 1 構造が浮屋根式であること。
 - 2 構造が固定屋根式のものでは、気体状物質の重量の八五パーセント以上を除去するための除外装置を有すること。
 - 3 前二項に同等以上の効果を有する措置が講じられてしるべ。
- 第一号様式を第一号様式の九とし、同様式の前に次の八様式を加える。

第1号様式

指定工場等設置(変更)許可申請書

年 月 日

三重県知事殿

住所

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名

(印)

三重県公害防止条例第16条の2第1項(第16条の6第1項)の規定により、
指定工場等の設置(変更)について、次のとおり許可の申請をします。

指定工場等の名称	
指定工場等の所在地	
業種	
建物の配置及び構造	別紙のとおり
施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法	別紙のとおり
公害防止の方法	別紙のとおり

(規格 B5)

注1 業種の欄は、日本標準産業分類の小分類に従つて記入すること。

2 指定工場等の位置を明示し、併せて指定工場等の周囲について騒音規制法による

地域指定の状況を記入した市街地図を添付すること。

- 3 指定工場等の敷地内における工場棟等建物の配置、取水排水系統、煙突位置、公害発生施設及び公害処理施設の配置並びに当該施設の番号を記入した図面を添付すること。
- 4 製品別生産工程図(公害発生施設及びその処理施設の系統並びに原材料、添加剤等の名称、量、成分(組成)、温度等を記入し、化学反応を伴うものは反応式を付記したもの)を添付すること。
- 5 設置機械等の配置、発生源での騒音・振動レベルを記入(防音・防振対策を実施するときは、その期待レベル及び距離減衰等による敷地境界線上での騒音・振動レベルの計算値をも記入のこと。)した図面を添付すること。変更の許可の申請の場合は現状の測定値を記入した図面をも併せて添付すること。
- 6 建物の構造図及び防音・防振対策を実施する場合は、その設計図を添付すること。
- 7 変更の許可の申請の場合は、変更前についても別紙に記入し添付すること。
- 8 法及び条例に規定する施設の名称、能力及び台数についての一覧表(変更の許可の申請の場合は、変更前と変更後を対照させたもの)を添付すること。
- 9 その他参考となる事項(工場緑化、公害関係測定項目及び測定回数等)についての書類を添付すること。
- 10 条例第16条の5第1項の規定による経過措置に係る届出の場合は、注4から注8までの書類を添付することを要しない。

1 公害発生施設の概要

(1) ばい煙に係る施設

番号	施設の構造と燃焼条件										燃料						
	種類 名称	用途	構造	定格燃焼量又は電力量 $\ell/h \cdot kw/h$	施設能力 (公称能力)	バーナ	燃焼室	予熱空気量 Nm ³ /h	予熱空気温度 °C	過剩空気率 %	燃焼排ガス量 Nm ³ /h	通常負荷率 %	種類 (比重)	総発熱量 Kcal/kg	混焼割合	使用量	S分 wt %
原材 料																	
種類	使用量			成分割合(F、pb、Cd、Cl等)				排出口		排ガス	排出速度	補正高	汚染物質発生量		処理施設		
	最大kg/h	通常kg/h	年間ton/y	S分 wt %				地上高さm	頂口徑mm	温度°C	m/s	m	物質名	最大	通/常	処理対象物質	名 称
処理 方 法																	
処理施設				処理後の排出量				処理効率		処理残材の 処理方法	K 値		稼動変動等		その他の		
規模	アフターバーナ			物質	最大	通常	最大	通常			K = $\frac{SOx(Nm^3/h) \times 1000}{(補正高)^2}$						
	能力 ℓ/h	S分 wt %	SOX Nm ³ /h	SOx NOx ばいじん (有害物質)													

(2) 特定物質（大気汚染防止法第17条物質）に係る施設

施設番号	施設名	規模	特定物質名	主要成分組成	使用量 (日間)	漏排出防止方法及び事故時等の措置方法

(3) 粉じんに係る施設

施設番号	施設名	規模型式	原 料		粉じん		飛散防止方法又は処理施設						処理残材の処理方法	稼動変動等	その他	
			種類	成分組成	使用量 (日間)	粒度分布	比重 (見かけ)	水分	飛散防止方法	処理施設	規模能力	排風機能力	処理前の濃度	処理後の濃度		
													(Nm ³ /h)			

(4) 悪臭物質に係る施設

施設番号	施設名	規模能力	原 材 料			生 産 物		発生する悪臭物質	発生濃度	処理の方法		
			種類	成分組成	使用量	種類	生産量			施設名	規 模	処理方法
処理後の排出方法												
処理後の濃度	排出ガス量	温 度	速度(m/s)	排出口高さ(m)	頂口径(m)	處理残材の處理の方法	稼動変動等	その他の				

(5) 炭化水素系物質に係る施設

施設番号	施設名	規模・容量 型 式	原 材 料 (溶剤含)			生 産 物		処理の方法					処理残材の処理方法	稼動変動等	その他の
			種類	混合割合	使用量	種類	生産量	施設名	規 模 能 力	処理方法	排ガス量	排ガス濃度	排出口高さ		

(6) 汚水・用水関係

ア 汚水発生施設(処理前の水質状況)

番号	施設の名称	排水量(m ³ /日)	台数	臭気・色調	P H	BOD(COD) ppm	S S ppm	油分 ppm	フェノール類 ppm	銅 ppm	その他指定する項目		
											ppm	ppm	ppm

イ 汚水処理施設(処理後の水質・設計目標)

番号	処理施設の名称	排水量(m ³ /日)	台数	臭気・色調	P H	BOD(COD) ppm	S S ppm	油分 ppm	フェノール類 ppm	銅 ppm	その他指定する項目			処理対象 施設番号
											ppm	ppm	ppm	

ウ 排水口での水質状況

	排水口番号	排水量 (m ³ /日)	臭氣色調	P H	BOD(COD) kg/日 (ppm)	S S kg/日 (ppm)	油 分 kg/日 (ppm)	フェノール類 kg/日 (ppm)	銅 kg/日 (ppm)	その他の指定期間			流入排水内訳 対象施設番号
										kg/日 (ppm)	kg/日 (ppm)	kg/日 (ppm)	
プロセス用排水													
冷却用排水													
その他・生活排水													
合 計													

エ 排水先河川、海域の名称と排水口の位置(添付する地図上にも記入すること)

オ 用排水の概要

① 用 水 量

(単位:m³/日)

用 途		工業用 水道	上水道	地下 水	海 水	回 收 水	その 他 ()	合 計
プロセス用水	ボイラー用水							
	原料用水							
	洗滌用水							
	その他()							
	小 計							
冷却用 水	冷却用水							
	温調用水							
	その他()							
	小 計							
その他(生活用水等)								
合 計								

② 排 出 量

排水口番号	プロセス用排水		冷却用排水		その他(生活排水等)		排水量合計	
	排水量 m ³ /日	BOD(COD) 負荷量 kg/日						
合 計								

カ 地下水揚水施設

		地下水の揚水施設の構造等				
井戸	工場における井戸の名称又は番号					
	深度(地表面下m)					
	側管の口径(mm)					
	ストレーナーの位置 (地表面下m)	~ ~ ~ ~	~ ~ ~ ~	~ ~ ~ ~	~ ~ ~ ~	~ ~ ~ ~
	種類・名称・型式					
	原動機の出力(kW)					
揚水機	吐出口の断面積(cm ²)					
	揚水能力(m ³ /h)					
	1日の平均使用時間					
	1日の平均揚水量(m ³)					
用途別使用水量(㎥/日)						

(7) 騒音・振動発生施設

番号	施設の名称	規模・能力	台数	発生源(1m)での 騒音・振動レベル	防音・防振対策
				ホン(A) dB/S	

建物の外での騒音・振動レベル	建物から敷地境界線までの距離	敷地境界線での推定レベル

2 総 括 表

都市計画法上の用途地域区分

地 域

公害防止条例第16条の4で定める地域区分 第一種地域

(1) 指定工場等の設置(変更)計画

ア 指定工場等の設置(変更)理由

イ 建 設 計 画

工事の種類	着工から完成(稼動)までの工事表											
	年/月											
工事の着工予定期	年	月	日									
工事の完成予定期	年	月	日									
工場等の稼動予定期	年	月	日									

工事の着工予定期 年 月 日
工事の完成予定期 年 月 日
工場等の稼動予定期 年 月 日

ウ 生 産 計 画

製品別生産量(年)			製品別生産量(年)		
製品名	生産規模	生産量	製品名	生産規模	生産量

エ 操業時間・季節変動等

工場等の操業時間	時	時	年間稼動時間(時間)
ばい煙に係る施設の稼動時間			
その他季節変動等について			

オ 担当者氏名・所属・連絡方法等

(2) 指定工場等の全体についての公害関係

ア ばい煙関係 (ばい煙に係る発生施設の稼動時間 時 ~ 時、稼動時間数 時間)

燃焼能力の合計 (重油換算)	ℓ/h					
通常燃料使用量 (重油換算)	ℓ/h					
いおう酸化物排出量	Nm^3/h					
いおう酸化物に係る規制値		$Q =$				
窒素酸化物排出量	Nm^3/h (ppm)					
窒素酸化物係る計算値	kg/h					
ばいじん量	g/Nm^3 (kg/h)					

イ 水 算 汚濁 関 係

	プロセス用排水		冷却用排水			汚濁負荷量合計
	処理前	処理後	工業用水	地下水	海水	
排出量合計	$m^3/\text{日}$					
BOD(COD)排出量	$kg/\text{日}$ (ppm)					
SS排出量	$kg/\text{日}$ (ppm)					
油分排出量	$kg/\text{日}$ (ppm)					
フェノール類排出量	$kg/\text{日}$ (ppm)					
銅排出量	$kg/\text{日}$ (ppm)					
その他	$kg/\text{日}$ (ppm)					
	$kg/\text{日}$ (ppm)					
指定する項目	$kg/\text{日}$ (ppm)					

ウ 騒音関係(工場等の稼動時間 時)

隣接する騒音指定地域					
敷地境界線上でのレベル ホン(A)					

エ 振動関係

隣接する条例対象地域					
敷地境界線上でのレベル dB/S					

オ 悪臭物質・炭化水素系物質関係

物質名	敷地境界線上での濃度 ppm	排出 (悪臭防止法による)	物質名	敷地境界線上での濃度 ppm	排出量 (悪臭防止法による)
アンモニア			アセトアルデヒド		
メチルメルカプタン			その他		
硫化水素					
硫化メチル					
トリメチルアミン					

- 注 1. 「ばい煙に係る施設」の項は、大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設及び第8項に規定するばい煙処理施設並びに条例第1条第7項に規定する指定施設のうちばい煙に係るものについて記入すること。
2. 「特定物質に係る施設」の項は、大気汚染防止法第17条第1項に規定する特定施設について記入すること。
3. 「粉じんに係る施設」の項は、大気汚染防止法第2条第5項に規定する粉じん発生施設及び条例第1条第7項に規定する指定施設のうち粉じんに係るものについて記入すること。
4. 「悪臭物質に係る施設」の項は、悪臭防止法第2条に規定する悪臭物質を発生させる施設及び条例第1条第7項に規定する指定施設のうち悪臭物質に係るものについて記入すること。
5. 「炭化水素系物質に係る施設」の項は、条例第1条第7項に規定する指定施設のうち炭化水素系物質に係るものについて記入すること。
6. 「汚水・用水関係」の項中、「汚水発生施設」の欄には、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設及び条例第1条第7項に規定する指定施設のうち汚水に係るものについて、又「地下水揚水施設」の欄には、工業用水法第2条第1項に規定する井戸及び条例第8条第2項に規定する届出を要するものについて記入すること。
7. 「汚水・用水関係」の項中、「排水口での水質状況」及び「用排水の概要」の欄には、指定工場等に係るすべての用排水について記入すること。
8. 「騒音・振動発生施設」の項は、騒音規制法第2条第1項に規定する特定施設及び条例第1条第7項に規定する指定施設のうち騒音又は振動に係るものについて記入すること。

第1号様式の2

指定工場等既設届出書

年 月 日

三重県知事殿

住所

届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名

(3)

三重県公告防止条例第16条の5第1項の規定により、指定工場等の設置について、次のとおり届け出ます。

指定工場等の名称	
指定工場等の所在地	
業種	
建物の配置及び構造	別紙のとおり
施設の種類、構造、配置並びに使用及び管理の方法	別紙のとおり
公告防止の方法	別紙のとおり

(規格 B5)

注 別紙は、第1号様式の例により作成のこと。

第1号様式の3

指定工場等設置変更許可申請書

年 月 日

三重県知事殿

住所

申請者

氏名又は名称及び代表者の氏名

三重県公害防止条例第16条の6第1項の規定により、指定工場等の施設の変更について次のとおり許可の申請をします。

施設名	設置、変更の別	構造その他の内容
		別紙のとおり

(規格 B5)

注 別紙は、大気汚染防止法第8条第1項若しくは第18条第1項若しくは第3項、水質汚濁防止法第7条、騒音規制法第6条第1項若しくは第8条又は条例第18条第1項若しくは第20条第1項の届出の写しを添付のこと。

第1号様式の4

指定工場等設置(変更)工事完成届出書

年 月 日

三重県知事殿

住所

届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

三重県公害防止条例第16条の9第1項の規定により、年月日付三重県指令環調第 号で許可のありました指定工場等設置(変更)の工事の完成について、次のとおり届け出ます。

指定工場等	名称	
	所在地	
完成年月日		
操業又は使用開始予定年月日		

(規格 B5)

注 許可を受けたもののうち、一部完成の場合は、指定工場等設置(変更)許可申請書の様式に完成部分を併記(朱書)して添付すること。

第1号様式の5

指定工場等設置(変更)工事完成確認書

第 号
年 月 日

殿

三重県知事

印

年 月 日付指定工場等設置(変更)工事完成届は、届出のとおりであることを確認する。

第1号様式の6

指定工場等変更届出書

年 月 日

三重県知事殿

住所

届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

三重県公害防止条例第16条の10の規定により、指定工場等の変更について、次のとおり届け出ます。

	新	旧	変更年月日
氏名又は名称			
住 所			
代表者の氏名			
指定工場等の名称			
指定工場等の所在地			
業 種			

(規格 B5)

第1号様式の7

指定工場等廃止届出書

年 月 日

三重県知事殿

住所

届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

三重県公害防止条例第16条の10の規定により、指定工場等の廃止について、次のとおり届け出ます。

指定工場等の名称	
設置許可年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

(規格 B5)

第1号様式の8

指定工場等地位承継届出書

年 月 日

三重県知事殿

住所

届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名

印

三重県公害防止条例第16条の11第3項の規定により、指定工場等の承継について、次のとおり届け出ます。

	承継前	承継後
指定工場等の名称		
指定工場等の所在地		
承継年月日		
指定工場等の内容	別紙のとおり	別紙のとおり

(規格 B5)

注 第1号様式の例により作成のこと。

紙1 中華人民共和国水と土の汚染対策規則

第1号様式の10

炭化水素系物質に係る指定施設届出書

年 月 日

三重県知事殿

住所

届出者

氏名又は名称及び
代表者の氏名

印

三重県公害防止条例第18条第1項（第19条第1項、第20条第1項）の規定により、炭化水素系物質に係る指定施設の設置（使用、変更）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
担当者の所属、氏名及び電話番号	
指定施設の種類	
炭化水素系物質の種類	
指定施設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり
炭化水素系物質の処理の方法	別紙2及び別紙3のとおり

(規格 B5)

注 指定施設の種類の欄には、別表第1の2に掲げる項目番号及び名称を記載すること。

別紙1

指定施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号

名 称	設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
構 造	規 模 (k)	使 用 の 方 法		
		型 式・屋 根 の 構 造	塗 装 色	炭化水素系物質の種類及び名称
1 気圧における沸点			施設の使用等により排出する蒸気量 (kg/回、回/月)	

(規格 B5)

- 注 1 設置の届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始の予定年月日の欄に、使用開始の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
- 2 指定施設の構造概要図を添付すること。概要図は主要寸法を記入し、規格B5の大きさに縮少したもの又は既存図面等を用いること。

紙1 中塗付の九〇本に水の1本付や無れ。

第1号様式の10

炭化水素系物質に係る指定施設届出書

年 月 日

三重県知事殿

住所

届出者

氏名又は名称及び
代表者の氏名

印

三重県公害防止条例第18条第1項（第19条第1項、第20条第1項）の規定により、炭化水素系物質に係る指定施設の設置（使用、変更）について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
担当者の所属、氏名及び電話番号	
指定施設の種類	
炭化水素系物質の種類	
指定施設の構造及び使用の方法	別紙1のとおり
炭化水素系物質の処理の方法	別紙2及び別紙3のとおり

(規格 B5)

注 指定施設の種類の欄には、別表第1の2に掲げる項目番号及び名称を記載すること。

別紙1

指定施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号

名 称

設 置 年 月 日 年 月 日 年 月 日

着 手 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 日

使 用 開 始 予 定 年 月 日 年 月 日 年 月 日

規 模 (k)

型 式・屋 根 の 構 造

塗 装 色

炭化水素系物質の種類及び名称

1 気圧における沸点

施設の使用等により排出する蒸気量 (kg 回、回 月)

(規格 B5)

- 注1 設置の届出の場合には、着手予定年月日及び使用開始の予定年月日の欄に、使用開始の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
- 2 指定施設の構造概要図を添付すること。概要図は主要寸法を記入し、規格B5の大きさに縮少したもの又は既存図面等を用いること。

別紙2

炭化水素系物質の処理の方法

炭化水素系物質処理施設の工場又は事業場における施設番号		
処理に係る指定施設の工場又は事業場における施設番号		
炭化水素系物質処理施設の種類、名称及び型式		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
排出する炭化水素系物質の種類及び名称		
施設の使用等により排出する蒸気量 (kg/h)	最 大	処理前
		処理後
	通 常	処理前
		処理後

(規格 B 5)

- 注1 設置の届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日の欄に、設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日をそれぞれ記載すること。
- 2 炭化水素系物質処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙3

指定施設並びに指定施設において発生する炭化水素系物質を処理するための施設及びこれに付属する施設の設置場所

炭化水素系物質の発生及び炭化水素系物質の処理に係る操業の概要

(規格 B 5)

該田中塗装工場(株) 油漆部長室

第4号様式の2

悪臭物質に係る指定施設届出書

年 月 日

市町村長殿

住所
届出者
氏名又は名称及び代表者の氏名

三重県公害防止条例第18条第1項(第19条第1項、第20条第1項)の規定により、悪臭物質に係る指定施設の設置(使用、変更)について、次のとおり届け出ます。

工 場 等 の 名 称	
工 場 等 の 所 在 地	
担当者の所属氏名及び電話番号	
指 定 施 設 の 種 類	
悪 臭 物 質 の 種 類	
指 定 施 設 の 構 造 及 び 使 用 の 方 法	別紙1のとおり
悪 臭 の 処 理 の 方 法	別紙2及び別紙3のとおり

(規格 B 5)

注 指定施設の種類の欄には別表第5の2に掲げる項目番号及び名称を記載すること。

別紙1

指定施設の構造及び使用の方法

工場又は事業場における施設番号		
名 称		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
指 定 施 設 の 構 模		
悪 臭 物 質 の 種 類		
原 材 料	種類及び使用割合	
悪臭物質の発生 (に影響のあるもの) に限る。	1回当り 使用量 (kg)	
使 用 状 況	1日の使用時間 及び使用日数等	時から 時まで 時から 時まで 時間/回 回/日 日/月 時間/回 回/日 日/月
季 節 变 動		

(規格 B 5)

注 1 設置の届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用的届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載する。

2 指定施設の構造概要図を添付すること。概要図は主要寸法を記入し、規格B 5の大きさに縮少したもの又は既存図面等を用いること。

別紙2

悪臭物質の処理の方法

悪臭物質処理施設の工場又は事業場における施設番号		
処理に係る指定施設の工場又は事業場における施設番号		
悪臭物質処理施設の種類、名称及び型式		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
悪臭物質の種類及び名称		
悪臭物質の排 出量	最 大 (kg/h)	処理前 処理後
	通 常	処理前 処理後

(規格 B 5)

注 1 設置の届出の場合には着手予定年月日及び使用予定年月日の欄に、使用的届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

2 悪臭物質の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。

3 悪臭物質処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

別紙3

指定施設並びに指定施設において発生する悪臭物質を処理するための施設及びこれに付属する施設の設置場所

悪臭物質の発生及び悪臭物質の処理に係る操業の系統の概要

(規格 B5)

第九号の様式の1-1を次のように改める。

第9号様式の2

Fの数値通知書

第 年 月 日
殿

三重県知事 国

年 月 日付燃料使用計画届出書により届出のあつた燃焼施設に係るFの数値を三重県公害防止条例施行規則第15条第2項の規定により、次のように定めたので通知します。

(新設工場等)

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
届出施設名	Fの数値 F^2	(注)排出基準 Q^2

(既設工場等)

工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
届出施設名	Fの数値 F^3	

工場全体	Fの数値						(注)排出基準 Q
	F^1	F^2	F^3	F^4	F^5	計	
変更前							
変更後							

(規格 B5)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 改正後の三重県公害防止条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第七の付表第二号の規定は、昭和四十九年六月三十日までの間は附則別表のとおりとする。

3 この規則の施行の際現に三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(昭和四十八年三重県規則第十三号)附則第三項の適用を受けている工場等については、前項の規定は適用しない。

4 この規則の施行の日以後にいおう酸化物を発生する施設(以下「燃焼施設」という。)の使用を開始する工場等(燃焼施設の更新により使用を開始し、又は新規則別表第五の四に掲げる公害防止施設のみの使用を開始する工場等を除く。)のうちその際に第二項の規定により算出した排出基準が温度零度であつて圧力が一気圧の状態に換算して毎時十立方メートルとなる工場等については、そのとき以後第二項の規定は適用しない。

(三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

5 三重県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(昭和四十八年三重県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項並びに附則別表を削る。

附則別表

Fの数値の区分		Cの値
二五〇未満		○・○一四七
一五〇以上	五〇〇未満	○・○一三五
五〇〇以上	七五〇未満	○・○一一五
七五〇以上	一〇〇〇未満	○・○一一五
一〇〇〇以上	一五〇〇未満	○・○一〇五
一五〇〇以上	五〇〇〇未満	○・〇〇九五
五〇〇〇以上	七五〇〇未満	○・〇〇八五
七五〇〇以上	一〇〇〇〇未満	○・〇〇七五
一〇〇〇〇以上	一五〇〇〇未満	○・〇〇六五
一五〇〇〇以上	五〇〇〇〇未満	○・〇〇五〇
五〇〇〇〇以上	七五〇〇〇未満	○・〇〇四五

ヤード 000坪	100' 000坪	0.0010
100' 000坪		0.0010

●三重県告示第180号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

施設の名称	施設の所在地	指定年月日
カトウ医院	桑名市桑栄町2	48.12.31

●三重県告示第181号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、次の指定医療機関から指定の辞退があつた。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

施設の名称	施設の所在地	開設者	指定辞退年月日
大山眼科医院	松阪市五十鈴町48	大山 とし	49.3.10
カトウ医院	桑名市有楽町66	加藤 昭	48.12.30

●三重県告示第182号

三重県公害防止条例施行規則（昭和47年三重県規則第29号）別表第7に規定するいおう酸化物に係る環境濃度を次のとおり定め、昭和49年4月1日から施行する。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

- 環境濃度0.025 P.P.m (年平均) の達成時期を昭和49年7月1日とする。
- 環境濃度0.017 P.P.m (年平均値) の達成時期を昭和51年度末とする。

●三重県告示第183号

三重県公害防止条例（昭和46年三重県条例第46号）第16条の4第1項に規定する地域を次のとおり指定し、昭和49年4月1日から施行する。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 第1種地域

四日市市のうち尾上町、西末広町、昌栄町（18から26まで及び28の各地番の区域に限る。）、末広町並びに千歳町の区域

2 第2種地域

四日市市のうち阿倉川町、万古町、三ツ谷町、清水町、本郷町、末永町、大字東阿倉川（次の図に示す区域に限る。）、大字西阿倉川（次の図に示す区域に限る。）海蔵川以南から鈴鹿川以北までの区域（近畿日本鉄道名古屋線以東の区域に限る。ただし、第1種地域の区域を除く。）及び大字塩浜（鈴鹿川以南の区域に限る。）、並びに三重郡楠町（県道四日市楠鈴鹿線以東の区域に限る。）の区域

3 第3種地域

四日市市のうち第1種地域及び第2種地域の区域を除く区域、三重郡楠町のうち第2種地域の区域を除く区域、三重郡朝日町並びに三重郡川越町の区域

「次の図」は省略し、三重県庁及び四日市市役所に備え置いて縦覧に供する。

●三重県告示第184号

県営宮川右岸地区湛水防除事業の事業計画を確定した。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

●三重県告示第185号

三重県水産業関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

三重県水産業関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

三重県水産業関係事業補助金等交付要綱（昭和38年三重県告示第576号）の一部を次のように改正する。

別表1 漁協合併対策基金補助金の欄の次に次のように加える。

広域漁協合漁業協同組合の
併推進事業広域合併の促進
補助金 を図る。

1 市町村が、漁業協同組合の広域に定め市町村 域合併を促進するため設置する 協議会の運営に要する経費	漁業協同 組合連合 会
2 漁業協同組合連合会が、漁業 協同組合の広域合併を促進する ための指導に要する経費	

別表2 漁協合併対策基金補助金の欄の次に次のように加える。

広域漁協合併推進事業補助金	事業計画書	第1号	1	別に定める。
	収支予算書	第8号	1	

別表3中「漁協合併対策基金補助金」を「漁協合併対策基金補助金
広域漁協合併推進事業補助金」に
改める。

別表4 漁協合併対策基金補助金の欄の次に次のように加える。

広域漁協合併推進事業補助金	事業遂行状況報告書	第13号	1	別に定める。
---------------	-----------	------	---	--------

別表5 漁協合併対策基金補助金の欄の次に次のように加える。

広域漁協合併推進事業補助金	事業成績書	第16号	1	別に定める。
	収支精算書	第8号	1	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の三重県水産業関係事業補助金等交付要綱別表の規定は、昭和48年度分の補助金から適用する。

○三重県告示第186号

次のとおり、漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による付保義務の同意があつたものと認める。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

漁船損害補償法施行
令第5条第1項の規
定による届出年月日

加入区

発起人住所氏名

昭和49年2月7日

南長太

鈴鹿市南長太町

永田昌一
宮崎優修
服部

○三重県告示第187号

次の公共用財産の用途を廃止する。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

第 1

所在地	種目	地積
鈴鹿市住吉町字南対切6783番3地先	道路敷	124.74平方メートル

第 2

所在地	種目	地積
度会郡玉城町佐田字牛カウベ222番地先	道路敷	60.46平方メートル

第 3

所在地	種目	地積
度会郡玉城町佐田字イゴ領1100の内	堤とう敷	35.29平方メートル

○三重県告示第188号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づき、次の土地を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

第 1

急傾斜地崩壊危険区域の名称	烟毛(土井内北)地区急傾斜地崩壊危険区域
---------------	----------------------

2

区域の所在地	員弁郡北勢町大字烟毛字土井内
--------	----------------

3

区域の土地の表示	員弁郡北勢町大字烟毛字土井内1033、1034、1032、1031、1030、1029、680、681、679、678、654、654の1、656、655、653の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域
----------	--

第 2

急傾斜地崩壊危険区域の名称	阿下喜(久保)地区急傾斜地崩壊危険区域
---------------	---------------------

2

区域の所在地	員弁郡北勢町大字阿下喜字久保
--------	----------------

3

区域の土地の表示	員弁郡北勢町大字阿下喜字久保896、904、902、901、905、906、907、911、910、909、908の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域
----------	--

第 3

急傾斜地崩壊危険区域の名称	小原一色(南垣内)地区急傾斜地崩壊危険区域
---------------	-----------------------

2 区域の所在地

員弁郡北勢町大字小原一色字南垣内

3 区域の土地の表示

員弁郡北勢町大字小原一色字南垣内370、371、457、456、455、447、446、486、487、488、489、490、758、763、765、764、768の2、768の3、768の4、768の5、468の4、468の3、468の2、468の1、468、467の5、467の4、467の3、467の2、467の1、467、466、466の1、466の2、355、363の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 4

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

下平（明谷）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

員弁郡北勢町大字下平字明谷

3 区域の土地の表示

員弁郡北勢町大字下平字明谷1775、1776、1773の1、1770、1466、1802、1803、1804、1805、1798、1797、1795、1794の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 5

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

川原辻の内（2）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

員弁郡北勢町大字川原字辻之内

3 区域の土地の表示

員弁郡北勢町大字川原字辻之内228、227、279、280、285、286、290、289、288、270、262、261、260、259、263、269、268、267、373、231、230、229の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 6

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東村（小山）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

員弁郡北勢町大字東村字小山

3 区域の土地の表示

員弁郡北勢町大字東村字小山1339、1287番地にかかる土地

第 7

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

畠毛（土井内南）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

員弁郡北勢町大字畠毛字土井内

3 区域の土地の表示

員弁郡北勢町大字畠毛字土井内630、631、634、634の1、640、641、642、643、644、645、616の1、616、615、617、619、620、622、620の2、633の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 8

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

東貝野藤澤地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

員弁郡北勢町大字東貝野字藤澤

3 区域の土地の表示

員弁郡北勢町大字東貝野字藤澤3、66、65の1、64、63、59、58、56、54、53、52、50の2、49、46、43、41、40、39、33の4、33、32の3、32の4、31、19、18、17、15、6、5、4の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 9

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

八王子地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市八王子町字登り

3 区域の土地の表示

四日市市八王子町字登り364、363、362、354、355、348、347、346、344、372、374、375、384、383、382、381、371、367、366、365の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 10

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

山城地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市山城町字南屋敷

3 区域の土地の表示

四日市市山城町字南屋敷1035、1038、1041、1042、1043、1111、1112、1110、1110の1、1040、1039、1037、1036番地にかかる土地

第 11

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

北山地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市北山町字中の山、大字朝明町字岡入

3 区域の土地の表示

四日市市北山町字中の山1973、1974、1977の5、1976、1977の3、1975、1969、1968 同大字朝明町字岡入573の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 12

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

西大鐘地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

四日市市西大鐘町字南林

3 区域の土地の表示

四日市市西大鐘町字南林830、827、824、822、819、818、841、842、840、839、838、837、836、835、834、832、831の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 13

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

杉谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

三重郡菰野町大字杉谷字殿上

3 区域の土地の表示

三重郡菰野町大字杉谷字殿上1807、1809の1、1809、1810の2、1810、1814、1813、1808、1806の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 14

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小島（1）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

三重郡菰野町大字小島字汰ヶ谷

3 区域の土地の表示

三重郡菰野町大字小島字汰ヶ谷1276、1274、1277、1165、1164、1170、1171、1173、1175、1181、1172、1168、1273、1275の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 15

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

黒木地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡白山町大字川口字黒木

3 区域の土地の表示

一志郡白山町大字川口字黒木6675、6668、6670の1、6670の5、6670の6、6672の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 16

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

的場地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡白山町大字川口字御城、字的場、字医王寺

3 区域の土地の表示

一志郡白山町大字川口字御城1066の1、1066の2、1066の3、1066の4、1067の1、1067の2、1067の3 同字的場1151の1、1151の2、1151の3、1152、1154、1155、1155の2、1158の1、1158の2、1158の3、1158の4、1165、1166 同字医王寺4846、4844の1、4844の2、4844の3、4844の4、4843、4842、4841、4852の2、4852の1、4854の1、4854の2 の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 17

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

矢下地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡嬉野町大字矢下字沓掛新田、字鳥坂

3 区域の土地の表示

一志郡嬉野町大字矢下字沓掛新田45、46、46の1 同字鳥坂47、49、50、53、56、57の70と58の境界線の交わる地点から58と同字沓掛新田59と45の境界線の交わる地点を結んだ土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 18

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

上小川地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

一志郡嬉野町大字上小川字中川原、川ヶ瀬

3 区域の土地の表示

一志郡嬉野町大字上小川字中川原1729の2、1729の3、1732 同字川ヶ瀬1733、1729の4、1734、1739、1740、1741、1738、1737、1747の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 19

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

法花（1）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

上野市法花字東出、字宮谷、字小谷、字山の田、字田中

3 区域の土地の表示

上野市法花字東出3003の2、3002同字宮谷2569の1、2570、2576、2579、
2595、2594の1、2721の1、2721の4、2721の8、2721の3、2721の7、2710
の1同字小谷1647、1607、1606、1655、1656、1659、1665、1664、1663の2
、1663の1同字山の田2234の1、2234の2、2232、2216、2221、2227の2、
2138、2139の1、2130、2214、2186の1、2185の2、2184の3、2183、2243
、2243の1、2244、2340、2338、2337、2336、2377の2同字田中2374、2377
同字宮谷2663、2661、2651、2650の1、2650の2、2650の3、2633、2631の
1、2631の3、2627、2623、2559、2558の土地及びこれに介在する国有地、
公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 20

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

愛宕地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

上野市愛宕町、平野宮ノ腰

3 区域の土地の表示

上野市愛宕町1820の8、1827の2、1827の3、1826、1823の7、1823の2
、1823の4、1823の1、3100、3101の3、3101の2、3101の6、3101の5、
3101の1同平野宮ノ腰1970の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びに
これらの土地に囲まれた区域

第 21

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小杉（澤）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡伊賀町大字小杉字澤、字西浦

3 区域の土地の表示

阿山郡伊賀町大字小杉字澤1808、1808の2、1807の2、1807、1826の1、
1827、1828、1829、1829の1、1840の2、1840の1、1839、1819、1818の2
、1818の1、1817同字西浦337の1、363の2、362、360の1、376、359、
351、350、349、345、344の1の土地及びこれに介在する国有地、公有地並
びにこれらの土地に囲まれた区域

第 22

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

小杉（野田）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡伊賀町大字小杉字野田

3 区域の土地の表示

阿山郡伊賀町大字小杉字野田207、208、210、180、179、177、178、175、
181、176、174、173、172、95、96、157、158、159、120、122、136、137、
140、141、142、145、146、150、164、186、196、195、199、202の土地及び
これに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 23

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

峠地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡伊賀町大字小杉字峠

3 区域の土地の表示

阿山郡伊賀町大字小杉字峠814、813、869の1、869の2、870、875、806、
803の1、801、767、768の3、768の2、770の2、772、773、774、781、
780、778の1、779、778、793、816の土地及びこれに介在する国有地、公有
地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 24

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

界外地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡伊賀町大字川東字界外、字南谷

3 区域の土地の表示

阿山郡伊賀町大字川東字界外1821、1823、1822、1821の1、1820、1809の
1、1786の3、1790の2、1788、1787、1785の1、1785の4、1785同字南谷
1961、1962、1963、1965、1960、1959、1957の3、1956、1956の1、1949の
3、1949の2、1949、1948の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びに
これらの土地に囲まれた区域

第 25

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

新堂（中出）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡伊賀町大字新堂字中出、字三反田、字柿谷

3 区域の土地の表示

阿山郡伊賀町大字新堂字中出 362、563、364、360の2、359、341、342、352、388、389の1、387、383、382の1、381、380同字三反田482、483、484、785同字柿谷 1192、1195、1194の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 26

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

愛田（稻首）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡伊賀町大字愛田字稻首

3 区域の土地の表示

阿山郡伊賀町大字愛田字稻首2939、2941、2949、2967の1、2967の2、2964、2965、2966、2970、2971、2972、2974、2975、3029、3035、3013、3012、2993、2992の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 27

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

宮ノ前地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡伊賀町大字柏野字宮ノ前

3 区域の土地の表示

阿山郡伊賀町大字柏野字宮ノ前1135、1156、1155、1154、1151、1147、1146、1144、1078、1070、1069、1068、1083、1084、1090、1089、1088、1089の1、1137、1136の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 28

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

深田地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡伊賀町大字川東字深田

3 区域の土地の表示

阿山郡伊賀町大字川東字深田1182、1177の2、1172、1166の1、1166の3、1230、1229の1、1231の4、1231、1233、1163、1165の1、1173、1174、1175、1152、1150、1151の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 29

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

黒杭地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡伊賀町大字柘植町字黒杭

3 区域の土地の表示

阿山郡伊賀町大字柘植町字黒杭3355の4、3355の3、3355の1、3422の5、3422の4、3422の6、3422の7、3422の2、3420、3425の1、3425の2、3424、3355の2、3355の5の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 30

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

滝ヶ鼻地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

阿山郡伊賀町大字小杉字滝ヶ鼻、字中島

3 区域の土地の表示

阿山郡伊賀町大字小杉字滝ヶ鼻1595、1591、1591の1、1590の1、1592、1563、1564、1561、1556の2、1556の1、1556の4、1556の3同字中島1555、1554、1551の2、1553の2、1553の1、1552の1の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 31

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

老川（城山）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

名賀郡青山町大字老川字城山

3 区域の土地の表示

名賀郡青山町大字老川字城山1、9、12、16、30、31、32、33、34、101、102、153、161、163、163の1、163の2、170、200、202、205の2、205の3、254、255、257、258、248の3、248の2、248の1、248、247、246、243の1、244、243、238、237、236、235、234、233、232、178、177、124、123の1、68、67、65、63、55、54、47、46、5、4の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 32

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

宿浦南地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡南勢町大字宿浦字ムカイヤマ、字ショウガ谷、字ヤケダニ、大字田曾浦字イケジリ

3 区域の土地の表示

度会郡南勢町大字宿浦字ムカイヤマ1237、1238、1239、1240、1241、1242、1243、1244、1245、1269、1270、1274、1284、1285、1287、1289、1290、1291、1325、1326同字ショウガ谷1327、1328の2、1359、1360、1361、1362、1363、1364、1364の1、1364の2、1364の3、1385、1384同字ヤケダニ1383、1404、1410、1411、1412、1426、1427、1432、1433、1434、1435同字ショウガ谷1353、1352同字ムカイヤマ1255の1、1255の1と同字ショウガ谷1352と同大字田曾浦字イケジリ4711の境界線の交わる地点から同字イケジリ4711と4712の1と3800の境界線の交わる地点に結び4712の1、3809、3811、3812、3812の3、3813の1、3817の1、3816の1、3829の1、3832、3833、3834、3835、3837、3840、3849、3846、3843、3844、4717の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 33

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

江（A）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡二見町大字江字丸山

3 区域の土地の表示

度会郡二見町大字江字丸山580の10、580の11、580の1、580の7、580の4、580の12番地にかかる土地

第 34

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

江（B）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡二見町大字江字丸山、字江山、字北条、字奥条、字神明前

3 区域の土地の表示

度会郡二見町大字江字丸山586の1、586の2、587の1同字北条589の2、588、613、614、615、616、617、618、619、621、656、655、654、660、664、666、668、667、673、674、676、679、680同字奥条683、685、684、688、696、702の2、702、717、716、715、723、724、725、739、739の1、749、738、737、735、736、734、732、762同字神明前763、764、765、769、768、955、954、952、951、938の2、938の1、937、936、935、934、933、932、967同字江山1654の179、1654の1、1654の185、1654の84、1654の181、1654

の164の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 35

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

茶屋（A）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡二見町大字江字鮫川、字子ヶ山、字西堂山、字山本

3 区域の土地の表示

度会郡二見町大字江字鮫川447の1、446、445の1、443の1、450の2、450、450の4、449同字子ヶ山441の1、441の1と441の2と441の3の境界線の交わる地点から441の1と441の4と同字西堂山436の境界線の交わる地点に結び同地点から同字西堂山436と同大字三津字山本36と同大字江字山本434の境界線の交わる地点に結び同地点から同字西堂山436と同字山本432と431の境界線の交わる地点に結び同地点から同字山本431、424、425、426、427、428の1、428の2同字西堂山436同字子ヶ山441の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 36

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

茶屋（B）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

度会郡二見町大字江字鮫川、字草山、字鎌研

3 区域の土地の表示

度会郡二見町大字江字鮫川569の71、569の70、569の73、569の1、566の2、566の3、566の4、566の7、566の15、566の1、566の8、566の14、566の9、566の10、566の13、569の55、569の75、569の74、569の27、569の66、571の2同字草山574の2、574の4、574の1、574の1と同字浜575と認定外道路の境界線の交わる地点から同字草山573の7と573の9と同字鎌研572の5の境界線の交わる地点に結び同字鎌研572の4、572の10、572の6、572の11同字鎌研572の4と同字江山1654の36と1654の141の境界線の交わる地点から同字鮫川569と569の71と町道興玉線の境界線の交わる地点に結ぶ土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 37

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

安乗（山北）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡阿児町大字安乗字里、字藤谷

3 区域の土地の表示

志摩郡阿児町大字安乗字里672の1、672の8、672の7、672の2同字藤谷
857、856の1、890、892の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれら
の土地に囲まれた区域

第 38

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

穴良瀬北地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡阿児町大字安乗字穴良瀬、字子の上、字泊り

3 区域の土地の表示

志摩郡阿児町大字安乗字穴良瀬497、498、499、500、501、503、503の1、
504、505、506、507、508同字子の上 509、510、517、516、512、514同字泊
り488、489の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に
囲まれた区域

第 39

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

カシコ（西）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡阿児町大字神明字カシコ

3 区域の土地の表示

志摩郡阿児町大字神明字カシコ754の21、752の36、752の43、752の49、753
の1、752の2、754の9、754の22、754の24、754の23番地にかかる土地

第 40

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

浜田（里）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡阿児町大字甲賀字里

3 区域の土地の表示

志摩郡阿児町大字甲賀字里2443、2442、2444、2459、2460、2462、2463、
2457、2405、2406、2455、2443の2の土地及びこれに介在する国有地、公有
地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 41

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

阿瀬地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡阿児町大字国府字阿瀬、大字安乗字阿瀬

3 区域の土地の表示

志摩郡阿児町大字国府字阿瀬3716の3、3716の54、3716の28、3716の52、
3716の66、3716の65、3716の64、3716の53、3716の88、37116の1、3717、3716の
50同大字安乗字阿瀬158の7、158の8、158の12、158の17、158の18、158の
19、158の25、158の26、158の27、158の23、158の51、158の4、158の19の
土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 42

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

里西地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡阿児町大字安乗字里山、字里

3 区域の土地の表示

志摩郡阿児町大字安乗字里山677の2、677、676、677の1、675、674の1
、674の4、674の3、674の2同字里 684の2、682、681、678番地にかかる
土地

第 43

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

穴良瀬東地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡阿児町大字安乗字穴良瀬、字別当坊

3 区域の土地の表示

志摩郡阿児町大字安乗字穴良瀬620、618、617、614、612、608、602、601
、603、603の1、604、604と同字別当坊642の1と642の4の境界線の交わる
地点から同字別当坊 643と642の1と642の境界線の交わる地点に結び同字別
当坊638、637、の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土
地に囲まれた区域

第 44

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

答志（1）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

鳥羽市答志町字中ノ世古、字井戸ノ奥、字新道、字権現石

3 区域の土地の表示

鳥羽市答志町字中ノ世古201同字井戸ノ奥167、168、169同字中ノ世古171、
172、172の1、173、181、184、185、180、179、196の2、196の1、196、
206、207、205、204、203、199、202、201の2 同字新道387、392、391同字
権現石449、448、450の2、450の1、452、453、455、390の土地及びこれに

介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 45

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

波切（城山）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡大王町大字波切字宝門、字城山、字中村

3 区域の土地の表示

志摩郡大王町大字波切字宝門125、124、130、129、131の1、139の1、139の3、148、148の2、154、159、160同字中村12、13、14、17、19、18、16、15同字城山150、82、80、96、95、93、122、115の1、115、117、122の1の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 46

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

波切（宝門）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

志摩郡大王町大字波切字宝門、字天満、字中村

3 区域の土地の表示

志摩郡大王町大字波切字宝門158、155、147、145の2、144、143の2、143、140、138、131、132、132の2 同字天満307、308、309の2、309、304、303、299、298、270、284の3、284の2、204同字中村281の1、280の1、280、279、278、275、176の2、176の1、179の1、180、183、184の1、184の2、174、168、163、164の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 47

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

九鬼（1）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

尾鷲市九鬼町字宮の谷、字ゴンベ、字谷名

3 区域の土地の表示

尾鷲市九鬼町字宮の谷256の6、256の5、256の4、257、256の3 同字ゴンベ254の3、254の1、254の5、254の4 同字谷名253、1057、1040、1109、255の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 48

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

九鬼（2）地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

尾鷲市九鬼町字鯨場、字城ノ腰

3 区域の土地の表示

尾鷲市九鬼町字鯨場233の2、233の13、233の12、233の1、233の9、233の2、233の10、235、255の4、235の1、235の2 235の3、236の3、236、241の1、243、250、249、248、247、246の3、246の1 同字城ノ腰230の2、230の1、231の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

第 49

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

平谷地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の所在地

南牟婁郡紀和町平谷字前地

3 区域の土地の表示

南牟婁郡紀和町平谷字前地201の2、201の1、511の1、511、500、501、498、497の1、497、493、487の3、487の2、225、226の1、232の1、221、207の3、207の5、205の1、209の3、209の2、209の4、203同字宮ノ谷199、200の土地及びこれに介在する国有地、公有地並びにこれらの土地に囲まれた区域

◎三重県告示第189号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 期 日

昭和49年3月22日午後3時

2 場 所

三重県津市栄町1-171（三重県合同ビル内2F）日本赤十字社三重県支部内奉仕団室

3 内 容

宅地建物取引業者近畿企業（株）代表取締役大橋正弘の宅地建物取引業法第65条第4項第1号及び第2号の規定に該当する事実

●三重県告示第190号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 期 日

昭和49年3月29日午前11時

2 場 所

三重県津市栄町1—171（三重県合同ビル内2F）日本赤十字社三重県支部内奉仕団室

3 内 容

宅地建物取引業者日動興産（株）社長坂井博の宅地建物取引業法第65条第4項第1号及び第5号の規定に該当する事実

●三重県告示第191号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 期 日

昭和49年3月29日午前10時

2 場 所

三重県津市栄町1—171（三重県合同ビル内2F）日本赤十字社三重県支部内奉仕団室

3 内 容

宅地建物取引業者（株）大協 代表取締役中松純の宅地建物取引業法第65条第4項第1号及び第5号の規定に該当する事実

●三重県告示第192号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 期 日

昭和49年3月29日午後2時

2 場 所

三重県津市栄町1—171（三重県合同ビル内2F）日本赤十字社三重県支部内奉仕団室

3 内 容

宅地建物取引業者（株）ロイヤル航空不動産代表取締役梅田一也の宅地建物取引業法第65条第4項第1号及び第5号の規定に該当する事実

●三重県告示第193号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 期 日

昭和49年3月29日午後1時

2 場 所

三重県津市栄町1—171（三重県合同ビル内2F）日本赤十字社三重県支部内奉仕団室

3 内 容

宅地建物取引業者三和開発（株）代表取締役佐藤正彦の宅地建物取引業法第65条第4項第1号及び第5号の規定に該当する事実



● 次の土地改良区の新規土地改良事業の施行認可申請は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第7項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 土地改良区名

長島土地改良区

2 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 定款の写し

3 縦覧の期間

昭和49年4月4日から昭和49年4月23日まで

4 縦覧の場所

長島町役場

◎ 次の土地改良事業の施行認可申請は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

第1

1 土地改良事業の名称

鹿間地区共同施行土地改良事業

2 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 規約の写し

3 縦覧の期間

昭和49年4月4日から昭和49年4月23日まで

4 縦覧の場所

四日市市役所

第2

1 土地改良事業の名称

松下地区共同施行土地改良事業

2 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 規約の写し

3 縦覧の期間

昭和49年4月4日から昭和49年4月23日まで

4 縦覧の場所

員弁町役場

◎ 次の土地改良事業の施行認可申請は適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

第1

1 土地改良事業の名称

桑名市営土地改良事業（志知地区）

2 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 条例の写し

3 縦覧の期間

昭和49年4月4日から昭和49年4月23日まで

4 縦覧の場所

桑名市役所

第2

1 土地改良事業の名称

熊野市営土地改良事業（金山地区）

2 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し
- (3) 条例の写し

3 縦覧の期間

昭和49年4月4日から昭和49年4月23日まで

4 縦覧の場所

熊野市役所

◎ 县営天白地区は場整備事業の事業計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 審査報告書の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

昭和49年4月4日から昭和49年4月23日まで

3 縦覧の場所

三雲村役場

- 伊曾島土地改良区の換地計画（南部第4工区）認可申請は適当と決定したので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和47年法律第37号）附則第11項の規定により、改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

審査報告書の写し

2 縦覧の期間

昭和49年4月1日から昭和49年4月21日まで

3 縦覧の場所

桑名郡長島町役場伊曾島支所

- 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 工事完了年月日

昭和49年3月5日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市智積町字北清水6276、6275-2

3 許可を受けた者の住所及び氏名

四日市市ときわ一丁目2-6

三重県鶴卵卸売業組合

代表理事 奥山良吉

- 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は三重県上野土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

昭和49年3月22日

三重県知事 田川亮三

1 関係土地の地名地番

上野市平野北谷471-3

2 指定道路

道路番号

幅員

延長

A

6.00メートル

65.00メートル

3 道路位置指定申請者の住所及び氏名

名古屋市熱田区二番町二丁目89

上村木材工業株式会社

代表取締役 上村義昭

4 指定年月日

昭和49年3月8日

学事文書課

課長補佐

不在

文書審査係長

新規

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 550円
1箇年 6,600円

昭和49年3月22日印刷発行

津市広明町13番地(電代②1111)

三重県庁
印刷 三重県総務部学事文書課